

最低工賃の改正決定に関する公示

埼玉労働局最低工賃公示第3号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、埼玉県革靴製造業最低工賃（平成29年埼玉労働局最低工賃公示第1号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第1項の規定により公示する。

令和5年8月1日

埼玉労働局長 久知良 俊二

埼玉県革靴製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者 埼玉県の区域内で革靴製造業に係る製甲、底付け又は裁断の業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の業務欄、品目欄、規格欄及び工程欄の区分に応じ、1足につき、金額欄に掲げる金額

業務	品 目		規 格		工 程	金 額
			革の種類	型及びデザイン		
製 甲	紳 士 靴		牛革の銀 付き又は ガラス張 り	裏付き、外羽根、 無飾り及びひも 付き	甲革の縁すき及び縁折り込 み又はテープ取り、かかと 部の縫いまとめ、裏張り並 びに縁ミシン掛け	811 円
	婦人靴	パンプス		裏付き、無飾り及 びヒール付き	甲革の縁すき及び縁折り込 み又はテープ取り、えぐり 折り込み部への補強テーブ の挿入、かかと部の縫いま まとめ、裏張り並びに縁ミシ ン掛け	685 円
		ショート ブーツ		裏付き、ファスナ ー付き、はぎ付き （2か所に行う ものに限る。）及 びヒール付き	甲革の縁すき及び縁折り込 み又はテープ取り、上縁の 折り込み部への補強テーブ の挿入、ファスナー付け、か かと部の縫いまとめ、裏張 り並びに縁ミシン掛け	1,281 円
		サンダル		牛革の地 生	裏付き、無飾り、 前あき、ふち折 り、バックバンド 及び美錠付き	甲革の縁すき及び縁折り込 み又はテープ取り、裏付け、 縁ミシン掛け、さらい、バン ド穴あけ並びに美錠付け

底付け (セメンテッド方式 によるものに限る。)	紳士靴		牛革の銀 付き又は ガラス張 り	裏付き	中底仮止め、先しん及び月 型しん入れ、つり込み、起毛 並びにシャンク又は中しん 入れ並びに本底張付け	689 円
	婦人靴	パンプス		裏付き及びヒール 付き	中底仮止め、先しん及び月 型しん入れ、つり込み、起毛 並びにシャンク又は中しん 入れ、本底張付け並びにヒ ール付け	764 円
				裏付き、ヒール付 き及びストム付 き	中底仮止め、先しん及び月 型しん入れ、つり込み、起毛 並びにシャンク又は中しん 入れ、本底張付け並びにヒ ール付け	883 円
		ショート ブーツ		裏付き及びヒール 付き	中底仮止め、先しん及び月 型しん入れ、つり込み、起毛 並びにシャンク又は中しん 入れ、本底張付け並びにヒ ール付け	1,107 円
	サンダル	牛革の地 生		中底仮止め、つり込み、起 毛、本底張付け及びヒール 付け	616 円	
裁 断	紳士靴		牛革の銀 付き又は ガラス張 り	外羽根、無飾り及 びひも付き	甲革の爪先革、舌革、腰革 (外側)及び腰革(内側)の 裁断	140 円
	婦人靴	パンプス		無飾り及びヒール 付き	甲革の本体、内腰及びヒール 巻きの裁断	120 円
				ショート ブーツ	ファスナー付き、 はぎ付き(2か所 に行うものに限 る。)及びヒール 付き	甲革の本体及びヒール巻きの 裁断
		サンダル		牛革の地 生	無飾り、前あき、 ふち折り、バック バンド及び美錠 付き	甲革の本体、ベルト及びヒ ール巻きの裁断

4 効力発生の日 令和5年8月31日